(趣旨)

- 第1条 帯広市図書館が所管するホームページ(以下「図書館ホームページ」という。) に掲出する広告の募集及び掲出に関し必要な事項は、帯広市広告掲載要綱(平成19年4 月1日制定。以下「要綱」という。)及び帯広市広告掲載基準(平成19年4月1日制 定。以下「基準」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。 (定義)
- 第2条 この要領においてバナー広告とは、図書館ホームページに、広告主の指定するウェブページへのリンクを設定した広告の画像を掲載して行う広告をいう。

(広告掲出位置の指定等)

- 第3条 生涯学習部長は、図書館ホームページにおける未利用部分について広告媒体として活用することが適当と認めたときは、当該未利用部分を広告掲出位置として指定するものとする。
- 2 前項の規定により指定した広告掲出位置(以下「指定広告掲出位置」という。)に掲出する広告の規格、枠数及び掲出期間その他の広告掲出に係る条件は、指定広告掲出位置ごとに生涯学習部長が別に定める。

(広告掲出の制限)

- 第4条 要綱第4条第2項各号のいずれかに該当する広告又は基準第4条各号のいずれかに該当する業種若しくは事業者に係る広告のほか、次の各号のいずれかに該当する広告は、図書館ホームページに掲出しない。
  - (1) 会社名又は商品名を著しく繰り返すもの
  - (2) 絵柄、文字等が過密であるもの
  - (3) 意味なく身体の一部を強調するようなもの
  - (4) 著しくデザイン性が劣るもの又は意味不明なもの
  - (5) 生涯学習の施設として、教育上誤解を受けるおそれがあるもの
  - (6) 掲載広告が蔵書検索、利用案内など帯広市図書館の事業や掲載内容であるかのような混同するおそれのある表現
  - (7) その他仕様書で定める表現等があるもの
- 2 リンク先は、広告主が運営する公式の媒体とする。 (広告を掲出する期間)

- 第5条 広告を掲出する期間は、1年を単位として4月から翌年3月までの期間とする。 ただし、生涯学習部長が特に定める場合は、その限りでない。
- 2 広告掲出は、原則として月の初日に開始し、月の末日に終了するものとする。 (広告代理店の選定)
- 第6条 要綱第14条の規定により、市長は広告掲出事業を営むもの(以下「広告代理店」 という。)にバナー広告掲出枠を売り渡すこととする。
- 2 前項に規定する広告代理店の選定方法は、生涯学習部長が別に定める。 (広告掲出の募集及び選定等)
- 第7条 広告の募集及び選定は、決定を受けた広告代理店により、要綱第16条に準じて行 うものとする。
- 2 広告の募集は、次条の契約が締結された日から行うことができるものとする。
- 3 広告代理店は、要綱第16条第2項に基づく市との協議にあたり、要綱、基準及びこの 要領等に適合することを証する書類を提出するものとする。
- 4 要綱第16条第3項に定める書類は、広告代理店を経由して市長に提出するものとする。
- 5 市は、広告枠に掲出できないこととなった広告に関し、一切の責任を負わないものと する。

(広告掲出枠の売渡方法)

第8条 広告代理店は、市との間で広告掲出枠の売渡しに関する契約を締結するものとする。ただし、広告の選定前に広告掲出枠を広告主に売り渡す場合は、事前に契約をするものとする。

(広告掲出料)

第9条 広告代理店は、契約書に記載する広告掲出料(以下「広告掲出料」という。)を 市に納付するものとする。

(広告の作成及び提出等)

- 第10条 広告代理店は、生涯学習部長が指定する日までに別に定める規格により広告を作成し、かつリンク先を指定した上で、広告掲出画像及びリンク先を市長に提出するものとする。この場合において、広告の作成、リンク先の指定及び提出に係る経費は、広告代理店が負担するものとする。
- 2 生涯学習部長は、前項の規定による広告等の提出があったときは、広告の内容等が要 綱、基準及びこの要領に適合しているか否かを確認するものとする。

3 生涯学習部長は、前項の規定による確認の結果広告の内容等が適合しないと認めたと きは、広告代理店に対し広告の内容等の一部を訂正し又は削除するよう求めることがで きる。広告掲出後においても同様とする。

(広告の掲出及び削除)

- 第11条 広告代理店は、広告の掲出並びにリンク先の指定又は削除の必要が生じた場合、 速やかに図書館へ連絡するものとする。
- 2 図書館は、連絡を確認次第、速やかに広告の掲出並びにリンク先の指定又は削除を行うものとする。

(広告掲出の取消し等)

- 第12条 市長は、要綱第17条各号のいずれかに該当することにより広告掲出の決定を取り 消したときは、掲出した広告を削除し、又は広告掲出を一時中止するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により広告掲出を取り消したときは、当該広告代理店に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。
- 3 第1項の規定による広告掲出の取消しにより広告代理店及び広告主に損害が生じて も、市は、その賠償の責めを負わない。

(広告掲出料の返還)

- 第13条 広告掲出の決定後、広告掲出開始日の前日までに要綱第17条の規定により広告掲出を取り消したときは、要綱第19条ただし書の規定により広告代理店から納付された広告掲出料の全額を当該広告代理店に返還するものとする。
- 2 広告掲出期間中に要綱第17条の規定により広告掲出を中止したときは、広告代理店から納付された広告掲出料を、掲出できなかった期間に応じて当該広告代理店に返還するものとする。この場合において、当該広告を掲出できなかった期間は毎月の初日から起算するものとし、1日未満の場合を除く。
- 3 前項の場合において、広告掲出期間に1か月に満たない端数がある場合の当該月分の 広告掲出料の返還額については、当該月の掲出日数を基礎として日割により計算するも のとし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、生涯学習部長が別に定めるときは、広告掲出料を返還しないものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定により返還する広告掲出料には利子を付さない。 (広告掲出の取下げの申出)
- 第14条 広告代理店は、自己の都合により広告掲出を取り下げようとするときは、書面に

より市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申し出があったときは、直ちに、掲出した広告を削除させ、広告掲出の決定を取り消すものとする。

(広告の変更)

- 第15条 広告代理店は、当該広告の内容及びリンク先を、原則として1か月単位で変更することができる。
- 2 広告代理店は、前項の規定により広告の内容及びリンク先を変更しようとするときは、生涯学習部長にあらかじめ協議の上、広告の内容及びリンク先を変更しようとする 月の掲出開始日から起算して10日前までに第10条第1項の規定に準じて市長に提出する ものとする。
- 3 前項の規定により提出された広告の内容及びリンク先の変更の確認については、第10 条第2項及び第3項の規定を準用する。

(協議)

第16条 要綱、基準及びこの要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市及び 広告代理店が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(様式)

第17条 この要領に定める広告掲出に関し必要な様式は、要綱に定める様式例に準じて生涯学習部長が別に定める。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、掲出する広告の取扱いに関して必要な事項は、生涯学習部長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に広告掲出枠の売渡しに関する契約を締結したものは、なお 従前の例によるものとする。